

# 富山県立学校 教育用クラウドサービス利用ガイドライン

令和3年3月19日

県立学校課

## 1. 趣旨

本ガイドラインは、県立学校の教育活動において教育用クラウドサービスを利用する際に、必要な事項を示したものである。以下の記載に従い適切な運用を行うこと。

## 2. 用語の定義

### 教育用クラウドサービス

インターネット経由で不特定多数のユーザが利用するクラウドサービスのうち、学校向けに提供されている教育での利用を目的としたクラウドサービスのこと。教材のコンテンツ配信（動画配信を含む）や、児童生徒への課題配布・回収が行えるようなサービスを提供している。（例 Google 社 Google Workspace for Education、Microsoft 社 Office 365 Education、Classi 社 Classi、リクルート社 スタディサプリなど）

## 3. 教育用クラウドサービスの選定について

各校の実状に応じて適切な教育用クラウドサービスを利用することとする。ただし、利用する教育用クラウドサービスは、下記の（１）、（２）の要件を満たすこと。また、新たな教育用クラウドサービスの利用を開始する際には、「教育用クラウドサービス利用申請書（別紙様式１）」を県立学校課長まで提出し、許可を得ること。なお、県教育委員会では、Google 社 Google Workspace for Education を基準として通知やマニュアル等の配信を行うが、他の教育用クラウドサービスの利用を排除するものではない。

- （１） 国内の学校向けに提供されている教育用クラウドサービスであり、情報管理に日本の法令が適用されること。
- （２） 下記のいずれかの第三者認証を受け、適切なセキュリティレベルを確保している教育用クラウドサービスであること。または、国内の教育委員会や学校において十分な利用実績がある教育用クラウドサービスであること。
  - ・ ISO/IEC 27017 による認証取得
  - ・ 米国 FedRAMP
  - ・ AICPA SOC2（日本公認会計士協会 IT7 号）
  - ・ AICPA SOC3（SysTrust/WebTrusts）（日本公認会計士協会 IT2 号）
  - ・ JASA クラウドセキュリティ推進協議会 CS ゴールドマーク
  - ・ ISO/IEC 27018 による認証取得（クラウドサービスにおける個人情報の取り扱い）

#### 4. 教育用クラウドサービスで利用できる個人情報

原則として教育用クラウドサービスで、学校が管理保管し利用できる個人情報は以下の(1)～(6)とする。ただし、各校において、これらの個人情報を教育用クラウドサービスで利用することを児童生徒本人と保護者へ通知し、同意を得ること。なお、各校において下記(1)～(6)に示した以上の個人情報の登録が必要な際は、別途、県立学校課と協議すること。

- (1) 個人名、学科、クラス、出席番号(児童生徒)
- (2) メールアドレス(児童生徒)
- (3) 学習記録(課題、ワークシート、レポート、作品等)
- (4) 学習活動の記録(動画、写真等)
- (5) 本人が提供することに同意した情報(アンケート等)

(1)～(4)に記載された個人情報以外の個人情報をアンケート等で収集する際には、できるとき限り利用目的を特定し、あらかじめ本人に対し明示しなければならない。なお、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他不利益が生じるような要配慮個人情報は収集してはならない。

アンケート等で収集する個人情報は、利用目的達成に必要な範囲を超えて収集し保有してはならない。また、利用目的が達成された場合は、すみやかに削除しなければならない。

- (6) (1)～(5)の個人情報の一覧や統計データ

#### 5. 個人情報の破棄

教育用クラウドサービスの利用を終えた児童生徒の個人情報は、すみやかに削除しなければならない。

#### 6. 教育用クラウドサービスの管理について

教育用クラウドサービス利用の責任者(以下 責任者)は、学校長とする。また、責任者は、運用の実務を担当する者(以下 運用担当者)を1名以上選任し、「教育用クラウドサービス運用担当者の選任届(別紙様式2)」により県立学校課長へ届け出る。また、運用担当者および利用する教員は、情報セキュリティ維持のため下記(1)～(5)を順守しなければならない。

- (1) 「4. 教育用クラウドサービスで利用できる個人情報」で定められた以上の個人情報の収集や利用を行ってはならない。
- (2) 教員が学校から教育用クラウドサービスに接続できる端末は、校務用LANと生徒用LANに接続された学校が管理する端末とする(私物の利用禁止)。
- (3) 教員が学校外から教育用クラウドサービスに接続できる端末は、教員1人1台端末として配備された端末とする(私物の利用禁止)。
- (4) 教員が、不特定の者が利用する公衆無線LANから接続する場合は、下記ア、イを順守しなければならない。

ア アクセスポイントの提供者をステッカー等で確認し、信用できるアクセスポイント(公的機関または、これに準ずる機関が設置しているアクセスポイント)であることを確認してから接続する。

イ IDやパスワードを入力する際には、暗号化（HTTPS等）の通信になっていることを確認してから入力する。

- (5) 教育用クラウドサービスの管理者パスワードは、責任者および運用担当者以外に知られてはならない。また、管理者パスワードは、推測されにくいランダムな13文字以上のパスワードとすること。
- (6) 学校ホームページ又は教育用クラウドサービス内に、「4. 教育用クラウドサービスで利用できる個人情報」で児童生徒本人と保護者に通知した文書を、いつでも見ることができる状態で掲載しておくこと。

## 7. 人的セキュリティ

責任者は、教育用クラウドサービスにおけるセキュリティ事故を防止するため、下記の(1)～(2)の対策を行うこと。

- (1) 教員に対して、利用する教育用クラウドサービスに関する研修を行わなければならない。また、少なくとも以下のア～エについて周知し徹底しなければならない。
  - ア 本ガイドラインを理解し順守しなければならない。
  - イ 業務目的以外の利用を行ってはならない。
  - ウ パスワードは、個人で管理し、他者に知られてはならない。
  - エ パスワードは、安易に推測されにくい8文字以上にする。
- (2) 教員は児童生徒に対して、教育用クラウドサービスの利用にあたって、少なくとも以下のア～キの注意事項を伝えなければならない。
  - ア 教育用クラウドサービスは学習目的で利用する。
  - イ 教育用クラウドサービス内で得た個人情報は、所属する学校の外部に公開しない。
  - ウ 必要以上の個人情報を登録しない。
  - エ パスワードは、個人で管理し、他者に知られてはならない。
  - オ パスワードは、安易に推測されにくい8文字以上にする。
  - カ 接続端末のセキュリティ対策（OS更新、セキュリティ対策ソフトの導入等）を行う。
  - キ 公衆無線LANへ接続する際は、接続先の安全性を確認した上で利用する。
- (3) 情報の送受信と共有（電子メールの送受信、チャット、ウェブ会議、ファイル共有等）には、送信内容や送信先の確認、公開範囲の限定を適切に行うなど、細心の注意を払わなければならない。

## 8. 教育用クラウドサービスでのトラブルについて

利用中の教育用クラウドサービスにおいて、トラブルが発生した際には、責任者は県立学校課へ報告するとともに、県立学校課、教育用クラウドサービス提供業者と対応を協議し、必要な措置を講ずること。

## 9. 過去に発出された（指針）等との整合性について

本ガイドラインの「4. 教育用クラウドサービスで利用できる個人情報」で定めた情報は、児童生徒本人と保護者の同意を得ることで、平成19年11月2日付「県立学校における個人情報の管理につい

て（指針）」の個人情報の対象から除外する。

#### 10. 例外事項

運用担当者は、このガイドラインで定められた事項以外に、教育用クラウドサービスの利用に関して、必要な事項及び特別な事態が生じた場合は、責任者に報告し、例外事項の適用承認を受けなければならない。なお、責任者は、例外事項の適用にあたり、必要に応じて県立学校課と協議するものとする。

#### 11. 改訂履歴

このガイドラインは、令和2年4月20日より施行する。

このガイドラインは、令和2年8月26日より施行する。

このガイドラインは、令和3年3月19日より施行する。